

○一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領の制定について

令和8年3月13日

道本運試第4451号（保・運管合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
一定の病気等により自動車等の運転に支障の疑いがある運転者等への安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務については、これまで「一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領の制定について」（令7.3.17道本運試第4194号（保・運管合同）。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、別添のとおり「一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領」を定め、令和8年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底を図り、適正な運用に配慮されたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、一定の病気等に係る安全運転相談及び個別聴取（以下「安全運転相談等」という。）並びに臨時適性検査、適性検査及び診断書の提出命令に関する事務処理について、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 本部主管課 警察本部運転免許試験課及び方面本部の交通課をいう。
- (2) 安全運転相談 運転免許試験及び仮運転免許試験の受験者並びに運転免許（以下「免許」という。）及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）を受けている者（以下「免許受験者等」という。）又は免許受験者等の家族その他の者からの申出により行う免許の取得又は継続に関する相談をいう。
- (3) 個別聴取 質問票（施行規則第18条の2の2、第29条第7項及び第29条の2第5項に規定する質問票をいう。以下同じ。）及び報告書（施行規則第29条の2の4及び第37条の2に規定する報告書をいう。以下同じ。）に基づき、免許受験者等から病気の症状について具体的症状等を聴取することをいう。
- (4) 相談員 本部主管課の長から指定を受けた安全運転相談等を行う者をいう。
- (5) 一定の病気等 統合失調症、そううつ病、その他の精神障害、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、脳卒中、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）、アルコールの中毒者、その他自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気等をいう。
- (6) 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項まで及び第107条の4第1項に規定する臨時適性検査をいう。
- (7) 適性検査の受検命令 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する適性検査を受ける旨を命ずることをいう。
- (8) 診断書 施行規則第29条の3第2項から第4項で定める要件を満たす診断書をいう。
- (9) 診断書の提出命令 法第90条第8項、第102条第1項から第4項まで及び第103条第6項に規定する診断書の提出すべき旨を命ずることをいう。
- (10) 暫定停止 法第104条の2の3第1項に規定する3か月を超えない範囲で期間を定めて免許の効力を停止することをいう。
- (11) 適性検査医 別表第1に掲げる病気等ごとの専門医の基準に適合する医師の中から、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が臨時適性検査

又は適性検査の受検命令に基づく適性検査を行う医師として認めたものをいう。

(12) 主治医 別表第2に掲げる病気等ごとの主治医の基準に適合し、免許受験者等の一定の病気等に関し、継続的に診察している医師をいう。

(13) 相談等情報管理業務 警察共通基盤システムによる運転者管理業務のうち、安全運転相談に係る情報の管理を行う機能をいう。

(14) 特定取消処分者 法第97条の2第1項第5号に規定する者をいう。

第3 安全運転相談の基本

1 相談窓口の周知

安全運転相談（以下「相談」という。）の窓口について、本部主管課や警察署の交通窓口で行っているほか、高齢者本人だけでなく、その家族等からの相談も受け付けている安全運転相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」が運用されていることを北海道警察ホームページ、ポスター、リーフレット等あらゆる広報媒体を利用して周知を行うこと。

2 相談を受ける機会の拡大

運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）等のため来署する高齢者等に対し、相談窓口について案内するほか、平素から高齢者と接する機会が多い地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者が集まりやすい町内会や老人クラブ等に訪問し、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な指導や助言を行うなど、相談機会の拡大を図ること。

3 親切かつ適切な対応

相談の対象者（以下「相談対象者」という。）の多くは、免許の取得又は継続（以下「免許の取得等」という。）に関して不安を抱いているものと考えられることから、相談を受理する際は、相談対象者の心情に十分配慮した親切かつ適切な応接を行うこと。

4 プライバシー保護の徹底

(1) 相談の実施に当たっては、相談対象者のプライバシー保護に十分配慮すること。

(2) 認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イ及び法第101条の4第2項に規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）及び臨時認知機能検査（法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査をいう。以下「認知機能検査等」という。）の結果を端緒として相談を実施する場合は、認知機能検査等を受けた者以外の者にその結果を教示しないこと。ただし、認知機能検査等を受けた者とその家族等が同伴している場合であって、受検者本人が家族等への教示に同意したときは、この限りでない。

5 高齢運転者等に対する適切な対応

認知症の疑いがある高齢者など運転を継続させることが危険と認められる場合は、診断書で免許の取得等の可否判断ができるまで、家族に自動車等の管理を依頼するなど運転を控えさせる必要な措置を講ずること。

6 本部主管課への速やかな報告等

警察署において、相談の実施結果から一定の病気等の疑いがある場合のほか、その病気に係る診断書の提出を受けた場合は、速やかに本部主管課に報告し関係する書類を引き継ぐとともに、本部主管課と情報を共有して連携を図るため、取扱状況や関係者の連絡先などの情報は確実に相談等情報管理業務に登録すること。

7 個人情報の保護に関する適正な管理等

相談で取り扱う病歴、心身の機能障害、診療（治療）及び健康診断等の結果の履歴等の情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する、本人に対する不当な差別、偏見その他不利益を生じさせる情報など特に配慮を要する個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）に該当することから適正な管理を行うこと。

8 関係機関・団体、家族等との連携

平素から各地区の地域包括支援センター等と良好な関係を保つとともに、認知症のおそれがある高齢者の取扱いに関しては、家族等を含めた情報の共有及び連携を図ること。

第4 相談員の指定等

1 相談員の指定

本部主管課の長（以下「本部主管課長」という。）は、当該所属の職員の中から相談員を安全運転相談員指定簿（別記第1号様式）により指定すること。

2 相談の実施場所

- (1) 相談は、原則として、札幌、函館、旭川、釧路、帯広若しくは北見の運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は各警察署において、電話や面接により行うこと。
- (2) 相談を行う場合は、プライバシー保護が確保できる相談室等で実施すること。

第5 相談の受理等

1 個別聴取の実施

- (1) 個別聴取は、次に掲げる場合に実施すること。

ア 免許受験者等が、質問票又は報告書（以下「質問票等」という。）の回答欄において、「はい」を選択している場合

イ 交通事故の当事者等について、その状況等から、一定の病気等との関連性について調査する必要があると認め、当該対象者から報告書を徴した場合

- (2) 個別聴取を行ったときは、当該質問票等の裏面に一定の病気等への該当の有無及び相談員に指示された内容のみ簡記すること。この場合において、要配慮個人情報に該当する内容は記載しないこと。
- (3) 個別聴取の結果、一定の病気等に該当する疑いがあると認めるときは、相談として受理すること。

2 相談の受理

- (1) 相談対象者に一定の病気等に該当する疑いがあると認めるときは、病気の症状等により免許の取得等の可否判断を行うことを相談対象者に説明するとともに、病気の具体的症状等の聴取を行い、その内容に応じて臨時適性検査又は診断書の提出命令の実施を検討すること。この場合において、相談対象者に主治医が存在、又は受診の意思があり、診断書によって免許の取得等の可否を判断することができる場合であって、その者が診断書を速やかに提出する意思を有しているときは、別に定める公安委員会提出用の診断書の様式（以下「診断書の様式」という。）を当該相談対象者に交付して任意に提出を求めても差し支えないものとする。
- (2) 一定の病気等には該当しないが、加齢に伴う身体機能の低下などの不安を理由に相談をする高齢運転者に対しては、身体機能及び運転能力の低下には個人差があること

から、安全運転ができる者については、機械的に自主返納制度等についての教示を行うのではなく、例えば、

- ・ 体調がすぐれないときの運転はしない
- ・ 夜間の運転はしない
- ・ 雨や雪の日に運転はしない
- ・ 不慣れな道路や長距離、長時間の運転はしない
- ・ 高速道路での運転はしない

といった補償運転等を促すほか、先進安全技術を搭載した安全運転サポート車を紹介するなど、安全運転の継続に必要な助言を行うこと。

一方、高齢運転者で運転能力が低下し、安全運転の継続が困難ではないかと疑われる者に関しては、運転の中止や自主返納制度の教示を行い、これに応じない場合は家族等に連絡を取り、その後の運転状況等を継続的に把握するとともに、本部主管課と連携して臨時適性検査等を行うなど適切な対応に努めること。

- (3) 免許試験（仮免許試験を含む。）の受験者のうち、一定の病気等に該当すると疑われるものが、診断書を速やかに提出する意思を有している場合は、同試験に合格する前に診断書を提出しなければ、当該試験の合格後に診断書の提出命令又は臨時適性検査の通知（以下「受検通知」という。）を行うこととなる旨を説明すること。

3 相談受理後の手続

- (1) 相談を受理したときは、相談等情報管理業務に必要事項を登録した上で、安全運転相談等受理票（別記第2号様式。以下「受理票」という。）を作成し、速やかに本部主管課長に報告すること。
- (2) 相談員は、警察署から相談の引継ぎを受けたときは、相談等情報管理業務の登録状況等を確認した上で、受理票を出力し、当該関係書類とともに速やかに本部主管課長に報告すること。
- (3) 再相談を受理したときは、相談等情報管理業務による検索、過去の相談状況の確認を行い、相談等情報管理業務に必要事項を登録した上で、受理票を作成し、速やかに本部主管課長に報告すること。
- (4) 相談員は、相談の結果を踏まえて臨時適性検査を行う必要があると判断したときは、その者に係る受理票に臨時適性検査の必要性を疎明する資料を添付し、本部主管課長に報告すること。

4 警察署における相談取扱い時の措置

- (1) 警察署において相談対象者を取り扱った場合は、次により措置すること。
- ア 交通課（係）員が病気の症状等に関して聴取すること。
- イ 前事項の聴取内容を相談員に報告の上、必要な指示を受けること。
- ウ 指定自動車教習所から仮免許の申請があった場合において、申請者の中に質問票の回答欄において「はい」を選択しているものがあるときは、その旨を速やかに相談員に連絡すること。
- エ 相談員から診断書の様式を交付するよう指示されたときは、当該診断書の様式を相談対象者に交付すること。

オ 相談対象者が診断書の様式の受領を拒否したときは、相談員にその旨を連絡するとともに、当該相談対象者には、後日、臨時適性検査の通知がなされる可能性がある旨を教示すること。

カ 相談対象者から再相談（エの事項に係る診断書の受領を含む。）を受けたときは、交通課（係）員が聴取し、診断書の内容等を相談員に報告の上、必要な指示を受けること。

(2) 相談の受理及び診断書を受領した場合は、その都度、相談等情報管理業務に必要な事項を登録した上で、受理票を作成すること。

(3) 受理票は、写しを作成し、運転免許申請書、運転免許証等更新申請書、質問票等受理票に係る関係書類の写しとともに、遅滞なく本部主管課に送付すること。なお、送付が遅れる場合は、事前に相談員に報告すること。

(4) 受理票は、所属長の決裁を受けた後、第17の保管要領に基づき当該所属において保存すること。

5 本部主管課における免許の取得等の可否の判断等

(1) 相談対象者から提出された診断書を受理したときは、別表第3の免許の可否等に関する判断基準（以下「判断基準」という。）に従い、免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。

(2) 前事項の判断基準に照らし、免許の取消処分に該当する場合は、当該処分の対象者に係る直近の質問票等について虚偽記載の有無を確認すること。その際は、対象者が質問票等を記載する時点における症状の認識状況について聴取すること。

(3) 提出された診断書の記載内容が不明瞭な場合など、免許の取得等の可否判断に支障を来す場合は、提出者等に説明を行った上で、診断書を作成した医師に照会や訂正を求めなど必要な措置を講ずること。

(4) 提出された診断書の診断結果が別表第3に定める免許の拒否等の基準に該当する場合は、拒否等処分対象者発見報告書（別記第3号様式。以下「拒否等発見報告書」という。）に診断書等を添付して本部主管課長及び行政処分担当の所属の長に報告すること。この場合において、個別聴取又は相談対象者からの申告を端緒とする相談で、かつ、診断書の受理から免許の取得等の可否判断に至るまでの経緯が明らかなき場合は、拒否等発見報告書の作成を省略しても差し支えないものとする。

(5) 前事項の報告を受けた行政処分担当の所属の長は、免許の拒否等の基準に対応する行政処分を速やかに執行すること。

(6) 本部主管課長は、診断書の提出命令の対象者等が他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、臨時適性検査等関係書類送付書（別記第4号様式）により、当該都府県警察に（道内の他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、当該方面本部に）通報すること。

6 安全運転相談終了書の交付等

(1) 本部主管課長は、相談を実施した結果、免許の取得等が可能と認めた場合は、相談対象者の求めに応じて安全運転相談終了書（別記第5号様式。以下「相談終了書」という。）を交付すること。

- (2) 免許（仮免許を含む。）受験の申請時又は免許証等の更新申請時に申請者から有効な相談終了書の提示があった場合は、相談終了後の病状の変化に重点をおいた簡単な聴取にとどめること。ただし、申請者が住所地公安委員会以外の公安委員会（北海道の各方面公安委員会を除く。）が作成した相談終了書を提示したときは、再度、病気の症状について聴取を行った上で、免許取得等の可否を判断すること。

7 定期的に診断書を提出する者に対する措置

- (1) 相談の結果に基づき、免許の取得等が可能と判断された者のうち、一定期間後に免許の取得等の可否について改めて判断する必要がある者に対しては、診断書の再提出がなければ、臨時適性検査又は診断書の提出命令の対象となる旨を速やかに通知すること。ただし、臨時適性検査の結果によらなければ免許の取得等の可否判断ができない場合は、この限りでない。
- (2) 免許の取消処分 of 該当者に対しては、特定取消処分者の再取得の手続について説明するとともに、手続に係る免許申請前に免許の取得の可否について相談するよう教示すること。
- (3) 前事項の相談を受けたときは、取り消された免許の処分理由が消滅することを確認するとともに、免許を取り消された日の直近に提出された質問票等の記載状況を確認すること。この場合において、直近に提出された質問票等が、再取得の申請を受けた公安委員会と異なる公安委員会において保存されている場合は、直近の質問票等を保存する公安委員会に対し、記載状況を照会すること。

8 留意事項

- (1) 質問票等を徴収する場合は、記載内容の確認や記載漏れがないかの点検を行い、誤記等があれば確実に再作成させること。
- (2) 免許試験（仮免許試験を含む。）受験者の診断書の提出は任意であることから、説明の際は誤解を招かないよう配慮すること。
- (3) 免許証等の更新申請者に対する個別聴取の結果、臨時適性検査又は診断書の提出が必要と認めた場合であっても、当該申請者が自動車等の運転に必要な適性検査に合格した場合は、更新させなければならないことに留意すること。
- (4) 仮免許の申請者の中に質問票の回答欄において「はい」を選択している者がいるときは、仮免許の交付前に申請者に連絡の上、個別聴取を行うこと。
- (5) 更新の経由申請（住所地公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新申請をいう。）を行う者が、質問票の回答欄において「はい」を選択している場合は、当該申請を受理した上で、個別聴取は行わず、住所地公安委員会から病状等について聴取される旨を教示すること。
- (6) 相談の実施に当たっては、一定の病気等以外に治療中の病気があるものや、免許の条件を付すことによって免許の取得等が可能となるものもあることから、病状の聴取には慎重を期すること。

第6 医師の届出等

1 医師からの届出等

法第101条の6第1項に規定する医師による届出は、次により受理すること。

(1) 口頭による届出

医師から本部主管課又は警察署に口頭で届出があった場合は、当該医師に届出書（施行細則別記様式第27号の3）を交付し、記載を依頼して、これを受理すること。この場合において、当該医師が届出書への記載を拒んだときは、届出書の項目内容を聞き取り、届出受理書（別記第6号様式）を作成すること。

(2) 電話による届出

医師から電話で届出があった場合は、当該医師に対して届出書の作成及び送付を依頼し、これを受理すること。この場合において、当該医師が届出書の作成を拒んだときは、届出書の項目内容を聞き取り、届出受理書を作成すること。

また、送付の方法が電子メールである場合は、PDFデータに変換した上で送信するように依頼すること。

(3) 文書等による届出

医師が、届出書と異なる文書で届出をした場合は、次により措置すること。

ア 届出書の項目内容を網羅している場合は、当該文書を届出書とみなして受理すること。

イ 前事項以外の場合は、届出書の項目内容を聞き取り、届出受理書を作成すること。

(4) 警察署において届出を受理した場合は、速やかに相談員に連絡した上、届出書又は届出受理書の写しを作成し、本紙を本部主管課に送付すること。

(5) 本部主管課長は、届出書又は届出受理書を受理したときは、速やかに、臨時適性検査又は診断書の提出命令の発出を検討すること。

なお、暫定停止の必要性を認めたときは、拒否等発見報告書に疎明資料を添付して、行政処分を担当する所属の長に、速やかに報告すること。

(6) 住所地公安委員会以外に係る届出を受理した場合は、住所地を管轄する当該公安委員会に、速やかに、届出移送通知書（施行細則別記様式第27号の6）により移送すること。

2 医師からの確認要求及び回答

(1) 1の(1)から(4)の事項は、法第101条の6第2項に規定する医師の確認要求があった場合における事務について準用する。この場合において、「届出」とあるのは「確認要求」と、「届出書（施行細則別記様式第27号の3）」とあるのは「確認要求書（施行細則別記様式第27号の4）」と、「届出書」とあるのは「確認要求書」と、「届出受理書（別記第6号様式）」とあるのは「確認要求受理書（別記第7号様式）」と読み替えるものとする。

(2) 住所地外公安委員会に係る確認要求があった場合は、確認要求に係る免許保有者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内であっても、確認要求を受けた公安委員会で調査を行うこと。

(3) 本部主管課長は、確認要求があった場合は、速やかに回答書（施行細則別記様式第27号の5）により回答すること。この場合において、回答書を郵送するときは、配達記録等により確実に送達すること。

第7 臨時適性検査の実施

1 臨時適性検査の通知等

(1) 臨時適性検査に係る事務は、本部主管課において相談員が行うこと。

(2) 受検通知は、別表第4に掲げる区分に従い行うこと。

(3) 臨時適性検査通知書の作成

ア 受検通知をする場合は、臨時適性検査等実施管理簿（別記第8号様式）の当該臨時適性検査に係る管理番号を取得した上で臨時適性検査通知書を作成し、本部主管課長の承認を受けること。

イ 臨時適性検査の通知をする場合は、臨時適性検査等実施管理簿に必要事項を記載し、臨時適性検査通知書を発出した後に本部主管課長の確認を受けること。

ウ 臨時適性検査の事務が終了したときは、臨時適性検査等実施管理簿に必要事項を記載し、警部又は同相当職以上の幹部が、備考欄に朱色で完結の表示をすること。

2 臨時適性検査の依頼等

(1) 臨時適性検査（法第102条第5項に規定する臨時適性検査を除く。以下同じ。）を行う場合は、検査科目に対応する適性検査医を選定した上で臨時適性検査実施依頼書（別記第9号様式）により、判断基準に基づく検査を依頼すること。

(2) 臨時適性検査を行う場合は、必要に応じて事前に病院の事務担当者及び適性検査医と協議すること。

(3) 臨時適性検査の対象となる者（以下「検査対象者」という。）の住所地を管轄する公安委員会の管内に、検査対象者の病気を診断する適性検査医がいない場合又は住所地を管轄する公安委員会の管内の適性検査医によって臨時適性検査を行うことができない場合は、他の管内の適性検査医に依頼して行うこと。

3 受検通知時及び受検通知後の措置

(1) 免許試験に合格した者に対して受検通知を行う場合は、受検通知を理由とする免許の保留を確実にすること。

(2) 免許試験に合格した者が受検通知に係る臨時適性検査を受けない場合は、受検通知を理由とする免許の保留期間中に、再度、受検通知を行うこと。この場合において、再度、受検通知を受けた者が、やむを得ない理由がなく当該通知に係る臨時適性検査を受けないときは、その者に免許を与えないこと。

(3) 受検通知を受けた者（免許（仮免許を除く。）を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由がなく当該通知に係る臨時適性検査を受けないときは、速やかにその者の免許の効力を停止すること。

(4) 前事項の定めにより免許の効力を停止した場合は、その期間中に、再度、受検通知を行うこと。この場合において、再度、受検通知を受けた者がやむを得ない理由がなく、臨時適性検査を受けないときは、速やかにその者の免許を取り消すこと。

(5) 仮免許試験に合格した者が、臨時適性検査を受けないまま仮免許を取得したときは、再度、受検通知を行うこと。

(6) 仮免許を受けた者に対して受検通知を行い、その者がやむを得ない理由がなく当該通知に係る臨時適性検査を受けないときは、その者から適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があると認めて適性検査を行う場合を除き、速やかにその者の仮免許を取り消すこと。

4 臨時適性検査実施後の措置等

- (1) 臨時適性検査の結果は、適性検査医が作成した診断書により判断すること。
- (2) 臨時適性検査を実施した場合は、臨時適性検査等実施状況報告書（別記第10号様式）に、臨時適性検査実施依頼書の写し、適性検査医が作成した診断書その他当該検査の実施に当たり作成した書類を添付して本部主管課長に報告すること。
- (3) 臨時適性検査の結果（法第102条第7項の規定に基づき、検査対象者が診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次事項において同じ。）、検査対象者が一定の病気等にかかっていることが判明した場合は、判断基準に従い免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。
- (4) 臨時適性検査の結果が別表第3に定める免許の拒否等の基準に該当する場合は、拒否等発見報告書に臨時適性検査等実施状況報告書、診断書等を添付して本部主管課長及び行政処分担当の所属の長に報告すること。
- (5) 前事項の報告を受けた行政処分を担当する所属の長は、免許の拒否等の基準に対応する行政処分を速やかに執行すること。
- (6) 本部主管課長は、検査対象者が他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、臨時適性検査等関係書類送付書により、当該都府県警察に（道内の他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、当該方面本部に）通報すること。

5 留意事項

- (1) 臨時適性検査を実施する場合は、検査対象者に速やかに受検通知を行うこと。特に免許試験に合格した者に対する受検通知及び免許の保留に当たっては、試験に合格した者に対しては、原則として免許を与えなければならないことを踏まえ、速やかにこれを行うこと。
- (2) 仮免許試験に合格した者に対しては、受検通知を理由とする仮免許の拒否又は保留を行うことができないことから、仮免許を与えなければならないことに留意すること。
- (3) 法第102条第1項から第3項に規定する基準該当者（第9の2の(1)の事項において「認知症のおそれがある者」という。）に対して臨時適性検査の通知を行った後、検査対象者から、任意の診断書の提出があった場合は、当該通知を撤回し、同条第1項から第3項に基づく診断書の提出命令を行った上で、これを受理すること。
- (4) 認知症について臨時適性検査を行う場合は、臨時適性検査通知書（施行細則別記様式第28号）により行い、検査対象者の同意を得た上で、可能な限りその家族又は関係者の立会いを求めること。

第8 適性検査の受検等命令

- 1 本部主管課長は、免許の保留等の処分を行う場合において必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し適性検査の受検命令又は診断書の提出命令（第9の事項の診断書の提出命令を除く。以下「適性検査の受検等命令」という。）を行うこと。
- 2 主治医の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められるときは、診断書の提出命令を、それ以外の場合は、適性検査の受検命令を行うこと。
- 3 適性検査の受検命令は適性検査受検命令書（施行細則別記様式第28号の6）により、診断書の提出命令は診断書提出命令書（施行細則別記様式第28号の7）により行うこと。
- 4 第7の1の事項（(2)の事項を除く。）、第7の2の事項及び第7の4の事項は、適性検査

査の受検命令に基づく適性検査（以下この項において「適性検査」という。）を行う場合において準用する。この場合において、第7の1の事項及び第7の1の(1)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と、第7の1の(3)の事項中「臨時適性検査通知書等」とあるのは「適性検査受検命令書」と、「受検通知」とあるのは「適性検査の受検命令」と、「臨時適性検査等実施管理簿（別記第8号様式）」とあるのは「適性検査受検等命令実施管理簿（別記第11号様式）」と、「当該臨時適性検査」とあるのは「当該適性検査」と、「臨時適性検査通知書」とあるのは「適性検査受検命令書」と、第7の2の(1)の事項中「臨時適性検査（法第102条第5項に規定する臨時適性検査を除く。以下同じ。）」とあるのは「適性検査」と、「臨時適性検査実施依頼書（別記第9号様式）」とあるのは「適性検査実施依頼書（別記第12号様式）」と、第7の2の(2)及び(3)の事項並びに第7の4の(1)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と、第7の4の(2)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と、「臨時適性検査実施依頼書」とあるのは「適性検査実施依頼書」と、第7の4の(3)の事項中「臨時適性検査の結果（検査対象者が自主的に主治医の診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次事項において同じ。）」とあるのは「適性検査の結果」と、第7の4の(4)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と読み替えること。

第9 診断書の提出命令

- 1 第7の1の事項（(2)の事項を除く。）及び第7の4の(3)から(6)までの事項は、診断書の提出命令を行う場合において準用する。この場合において、第7の1の事項及び第7の1の(1)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「診断書の提出命令」と、第7の1の(3)の事項中「臨時適性検査通知書等」とあるのは「診断書提出命令書」と、第7の1の(3)の事項中「受検通知」とあるのは「診断書の提出命令」と、「臨時適性検査等実施管理簿（別記第8号様式）」とあるのは「適性検査受検等命令実施管理簿（別記第11号様式）」と、「当該臨時適性検査」とあるのは「当該命令」と、「臨時適性検査通知書」とあるのは「診断書提出命令書」と、第7の4の(3)の事項中「臨時適性検査の結果（検査対象者が自主的に主治医の診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次事項において同じ。）」とあるのは「診断書の提出命令に基づき提出された診断書の診断結果」と、「検査対象者」とあるのは「診断書の提出命令を受けた者」と、第7の4の(4)の事項中「臨時適性検査の結果」とあるのは「診断書の提出命令に基づき提出された診断書の診断結果」と、第7の4の(6)の事項中「検査対象者」とあるのは「診断書の提出命令の対象者」と読み替えること。

2 診断書の提出命令の作成

- (1) 本部主管課長は、認知機能検査等の結果から認知症のおそれがある者が、認知症専門の医師又は認知症に係る主治医の診断により認知症か否かの判断が可能と認められる場合は、診断書の提出命令（法第102条第1項から第3項に規定する診断書の提出命令をいう。）を行うこと。この場合において診断書の提出期日は、当該命令の日から起算して3か月を超えない期間を定め、診断書提出命令書（施行細則別記様式第28号の7の2）により行うこと。
- (2) 一定の病気等（法103条第1項第1号から第3号に規定するものをいう。）又は診断

書の提出命令違反（法第103条第1項第4号に規定するものをいう。）を理由に免許の効力を停止する場合において、必要があると認めるときは、診断書の提出命令（法第103条第6項に規定する診断書の提出命令をいう。）を行うことができる。この場合において診断書の提出期日は、診断書の作成日から起算して6か月を超えないものとして、診断書の提出が可能と認められる相当の期日を定め、診断書提出命令書（施行細則別記様式第28号の7）により行うこと。

- (3) 一定の病気等（法第90条第1項第1号から第2号、及び法第103条第1項第1号から第3号に規定するものをいう。）に該当することとなったと疑う理由があると認めるときは、診断書の提出命令（法第102条第4項に規定する診断書の提出命令をいう。）を行うことができる。この場合において、診断書の提出期日は、当該命令の日から起算して3か月を超えないものとして診断書を提出できる相当と認められる期日を定め、認知症のおそれ（疑い）がある者には診断書提出命令書（施行細則別記様式第28号の7の3）により、それ以外は診断書提出命令書（施行細則別記様式第28号の7）により行うこと。

- 3 診断書提出命令に基づく診断書を受理する場合は、その作成時期が当該命令の理由となった認知機能検査等の受検日以降であることを確認すること。
- 4 免許を受けた者（仮免許を除く。）が、やむを得ない理由がなく診断書を提出しない場合は、速やかにその者の免許の効力を停止を行うとともに、再度、診断書提出命令を行うこと。
- 5 診断書提出命令を受けた者が当該命令に違反し、かつ、やむを得ない理由がなく再度の診断書提出命令に違反したときは、速やかに免許の拒否又は取消しを行うこと。
- 6 仮免許を受けた者が、診断書の提出命令を受けたが、やむを得ない理由がなく診断書を提出しないときは、速やかにその者の仮免許を取り消すこと。

第10 暫定停止の措置等

1 交通事故当事者に対する暫定停止

- (1) 暫定停止の対象となる交通事故は、法第104条の2の3第1項に規定する、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）とする。
- (2) 高速道路を管轄する所属の長及び警察署長は、交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがある事故の発生を認知した場合において、暫定停止が必要と認められるときは、速やかに本部主管課に連絡を行うとともに、受理票及び臨適検討対象者発見報告書（別記第13号様式。以下「臨適発見報告書」という。）を作成した上で疎明資料を添付して、速やかに本部主管課長に引き継ぐこと。
- (3) 本部主管課長は、前事項の報告を受け、暫定停止の必要性を認めたときは、拒否等発見報告書に疎明資料を添付して、行政処分を担当する所属の長に、速やかに報告すること。

2 医師からの届出等による暫定停止

1の事項のほか、次の場合は、暫定停止を行うこと。

- (1) 第6の1の事項の医師からの診断に基づく届出を端緒として、臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合
- (2) 免許を受けた者について、主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないことから、臨時適性検査又は診断書の提出命令を行う場合

3 処分の執行等

- (1) 行政処分を担当する所属の長は、暫定停止の判断を行い、必要と認めたときは、暫定停止の処分を行うこと。
- (2) 暫定停止の処分執行については、臨時適性検査を通知する機会又は診断書提出命令を行う機会を行うこと。

4 処分公安委員会が異なる場合の措置

本部主管課長は、処分対象者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、臨適等検討対象者通報書（別記第14号様式）により、速やかに当該都府県警察に（道内の他の公安委員会の管轄区域内の場合は、当該方面本部に）通報すること。

5 留意事項

- (1) 暫定停止の処分中に臨時適性検査を受検しない者又は診断書提出命令による診断書を提出しない者については、法第104条の2の3第3項に基づく免許の効力停止及び取消処分ができないほか、不受検及び不提出を理由に暫定停止処分の解除を行うことはできないことに留意すること。
- (2) 暫定停止の期間中に、やむを得ない理由がなく、臨時適性検査の受検又は診断書の提出を拒否した場合は、暫定停止処分の満了をもって、法第104条の2の3第3項による免許の効力停止処分（次事項において「本停止」という。）を行うこと。
- (3) 本停止は、暫定停止処分の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に合わせて、速やかに、臨時適性検査の通知又は診断書の提出命令を行うこと。

第11 臨時適性検査等を受けることができないやむを得ない理由

臨時適性検査若しくは適性検査の受検又は診断書の提出命令に従うことができないやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害
- (2) 病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- (4) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- (5) その他、北海道公安委員会又は当該方面公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第12 経費の負担区分

臨時適性検査に係る費用は、道費をもって支弁するものとする。ただし、交通費は、原則的に検査対象者に負担させること。

第13 適性検査医の認定等

1 適性検査医の認定

交通部長（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部長）は、北海道医師会、郡市医師会、適性検査医の基準に適合する医師が所属する病院等に対して適性検査医の推薦を依頼し、当該推薦を受けた医師の中から、適性検査を行う医師を認定すること。

2 適性検査医名簿への登載

- (1) 本部主管課長は、適性検査医が認定されたときは、適性検査医名簿（別記第15号様式）に登載すること。

- (2) 適性検査医に異動があったときは、その都度、適性検査医名簿の加除を行うこと。
- (3) 適性検査医名簿は、本部主管課において保存すること。

第14 各部門との連携

1 臨時適性検査等対象者の発見等

- (1) 各所属の長は、交通事故発生時や交通違反取締り時はもとより、保護及び職務質問など各部門におけるあらゆる警察活動を通じて臨時適性検査又は診断書提出命令の対象となり得る者（以下「臨適等検討対象者」という。）の発見に努めること。

特に、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項第1号に基づく精神錯乱者の保護、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条に基づく通報等の措置においては、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると疑われる者を取扱う機会が多いことから、交通部門との連携に配慮すること。

- (2) 各所属の長は、臨適等検討対象者を発見した場合は、速やかに本部主管課に連絡を行うとともに、受理票及び臨適発見報告書を作成した上で疎明資料を添付して、速やかに本部主管課長に引継ぐこと。この場合においては、運転を自主的に控えさせたり、家族に自動車等の管理を依頼するなど必要な措置を講ずること。
- (3) 各所属から引継ぎを受けた本部主管課長は、速やかに、臨時適性検査又は診断書の提出命令の発出を検討すること。
- (4) 本部主管課長は、臨適等検討対象者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、臨適等検討対象者通報書により、当該都府県警察に（道内の他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、当該方面本部に）通報すること。

2 銃砲等又は刀剣類所持者の取扱い等

- (1) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん及び認知症にかかっている者並びにアルコールの中毒者（以下「銃砲等刀剣類所持等欠格事由」という。）は、銃砲等又は刀剣類の所持許可等の取消対象であることから、当該銃砲等刀剣類所持等欠格事由を理由に免許の拒否又は取消しを行う必要がある者を発見した場合及び当該処分を行った場合において、当該処分対象者が銃砲等刀剣類の所持許可を受けているときは、本部主管課長は、運転免許取消処分等通報書（別記第16号様式）により速やかに警察本部保安課長に（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の生活安全課長に）通報すること。
- (2) 警察本部保安課長又は方面本部の生活安全課長から銃砲等刀剣類所持等欠格事由であることを理由に銃砲等刀剣類の所持許可の取消し又は不許可等の処分を行った旨の通報を受け、当該処分を受けた者が免許保有者等であるときは、本部主管課長は、速やかに相談員に相談等を行わせること。

第15 自動車教習所に対する指導等

本部主管課長は、指定自動車教習所に対し制度内容の周知徹底を図るとともに、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項を指導すること。

- (1) 自動車教習所に入所しようとする者に対し、一定の病気等に該当する場合は、免許の拒否等の対象になるほか、免許申請時（仮免許申請時を含む。）における質問票の虚偽記載には罰則が適用される旨を説明させるとともに、一定の病気等に該当する可能性が

ある者には、事前に相談等を促すこと。

- (2) 質問票を作成させる際は、質問票の各項目について記載漏れがないよう口頭で注意を促すとともに、誤記の申出があった場合は、新たに質問票を交付し、誤記に係る質問票はその旨を明記して他の質問票とともに封かんさせること。なお、質問票の回答内容によっては、公安委員会から連絡がある旨を当該申請者に説明すること。
- (3) 仮免許申請の際に申請者に提出させる質問票は、必要最小限度の職員により取りまとめ、封かんさせること。

第16 関係簿冊の報告等

臨時適性検査等実施管理簿及び適性検査受検等命令実施管理簿は、毎月、本部主管課長に報告すること。ただし、月の初日から末日までの間、受検通知を行わなかったときは臨時適性検査等実施管理簿の決裁を、適性検査の受検等命令を行わなかったときは適性検査受検等命令実施管理簿の決裁を受けることを要しない。

第17 保管要領

- (1) 安全運転相談等受理票の保管

警察署において作成した受理票や関係書類の保管は、受理日及び対象者別に取りまとめて整理した上、安全運転相談等受理簿索引（別記第17号様式）に記載し、編さんすること。

- (2) 質問票等の保管

ア 質問票

本部主管課は質問票表紙（別記第18号様式）を、警察署は質問票表紙（別記第19号様式）をそれぞれ用いて受理日ごとに編さんをして、相談業務を担当する警部又は警部職以上の職員（配置がない場合は副署長）の確認を受けた上で保管すること。

イ 報告書

本部主管課及び警察署は、報告書表紙（別記第20号様式）を用いて受理日ごとに編さんをして、相談業務を担当する警部又は警部相当職以上の職員の確認を受けた上で保管すること。

第18 その他

- 1 この要領の定める前に作成した様式は、この要領によって作成された様式とみなし、管理するものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、事務処理の運用に関して必要な事項及び聴覚障害者に対する臨時適性検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

別表第1（第2の(1)の事項関係）

病気等ごとの専門医の基準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 専 門 医	
統合失調症 そううつ病 その他の精神障害		精神保健指定医	
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会の認める医師	
再発性の失神	反射性（神経調節性）失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師	
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医	
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	植込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査又は診断書の提出命令については、上記資格に加え、日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者であることが必要 ※注1	
無自覚性の	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医	
低血糖症	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医	
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師	
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、日本認知症学会等の専門医	
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医 ※注2	
アルコール等の中毒者		精神保健指定医	
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医	
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医	
	その他	整形外科医	

注1 ICDとは、植込み型除細動器のことをいう。

注2 日本リハビリテーション医学会専門医を含む。

別表第2（第2の12の事項関係）

病気等ごとの主治医の基準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 主 治 医
統合失調症 そううつ病 その他の精神障害		精神科、神経科の医師である主治医（継続的に診察している医師）
てんかん		主治医（継続的に診察している医師）
再 発 性 の 失 神	反射性（神経調節性）失神	当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医である主治医（継続的に診察している医師）
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者である主治医（継続的に診察している医師）※注1
無自覚性の	薬剤性低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
低血糖症	その他の低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
重度の眠気の状態を呈する睡眠障害		主治医（継続的に診察している医師）
認知症		主治医（継続的に診察している医師）
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医である主治医（継続的に診察している医師）※注2
アルコール等の中毒者		当該中毒の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
身 体 の 障 害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医（継続的に診察している医師）
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
	その他	整形外科医である主治医（継続的に診察している医師）

注1 ICDとは、植込み型除細動器のことをいう。

注2 日本リハビリテーション医学会専門医の主治医（継続的に診察している医師）を含む。

別表第3（第5の5の(1)及び(4)、第7の4の(4)の事項関係）

免許の可否等に関する判断基準

第1 一定の病気等に係る免許の取得に関する可否の判断は、次の表に掲げる判断基準に準拠して行うものとする。

病 気 等	判 断 基 準
1 統合失調症 そううつ病及 びその他の精神 障害（急性一過 性精神病性障 害、持続性妄想 性障害等）	(1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない。」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わないこととする。 (2) 医師が「6か月以内に、(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、6か月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 (3) 保留又は停止期間中に適性検査の受検命令又は診断書の提出命令（以下「適性検査の受検等命令」という。）を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。 ア 適性検査の結果又は診断結果が(1)の事項の内容である場合には拒否等は行わない。 イ 医師が「結果的にいまだ(1)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 ウ ア及びイの事項のいずれにも該当しない場合は、免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。 (4) (1)から(3)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 (5) (1)の事項の場合であって、かつ今後X（Xは整数）年間（又はX月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそ

	れはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（X年又はX月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。 また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6か月後に臨時適性検査等を行うこととする。
2 てんかん	(1) 次のいずれかに該当する場合は、拒否等を行わないこととする。 ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合 イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。」旨の診断を行った場合 ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない。」旨の診断を行った場合 エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない。」旨の診断を行った場合 (2) 医師が「6か月以内に、(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 (3) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。 ア 適性検査の結果又は診断結果が(1)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。 イ 医師が「結果的にいまだ(1)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときには、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 ウ ア及びイの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 (4) (1)から(3)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 (5) (1)のイの事項の場合は、一定期間（X年）後に臨時適性検査等

	を行うこととする。 (6) 相談対象者から大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。なお、中型免許（8 t 限定）を除く。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。ただし、準中型免許（5 t 限定）を除く。）及び第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）に係る免許の申請又は更新の申請があった場合は、日本てんかん学会が、現時点では、「てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発するおそれがない場合を除き、通常は、当該免許の適性はない。」との見解を示していることに鑑み、相談対象者が拒否等の対象とならない場合であっても、この見解を説明した上で、当該申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消制度の活用を勧めることとする。
3 再発性の失神	(1) 過去5年以内に反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがある場合 ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否等を行わない。 イ 医師が「6か月以内に、アの事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は次により行うものとする。 (7) 適性検査の結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。 (i) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 (v) (7)及び(i)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 (2) 不整脈を原因とする失神により植込み型除細動器を植え込んで

いる場合は、次のとおりとする。

ア 植え込み後に不整脈で意識を失ったことがある場合

(7) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わないこととする。

a 「植え込み後 6 か月を経過しており、過去 3 か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

b 「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

c 「植え込み後 6 か月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去 3 か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 医師が「6 か月以内に、(7)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6 か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6 か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(7)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(7)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに 6 か月以内に(7)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、さらに 6 か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6 か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a 及び b の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (7)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(オ) (7)の事項の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認めるものとする。

イ 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合は次のとおりとする。

(ア) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わないこととする。

a 「植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

b 「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

c 「植え込み後6か月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 医師が「6か月以内に、(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(ア)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (ア)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

ウ 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（ア又はイの規定による拒否等に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）は、次のとおりとする。

(ア) 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交

換を行い、当該交換後 7 日を経過しており、過去 7 日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否等を行わないこととする。

(イ) 医師が「7 日以内に、(7)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、7 日の保留又は停止とする。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(7)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(7)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに 6 か月以内に(7)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに 6 か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6 か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a 及び b の事項のいずれにも該当しない場合は、ア又はイの定めによるものとする。

エ 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合で、アの(7)、イの(7)、ウの(7)の事項に該当する場合は、6 か月後に臨時適性検査等を行うものとする。

オ 相談対象者から大型免許、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）及び第二種免許に係る申請又は更新の申請があった場合は、日本不整脈心電学会が、「植込み型除細動器を植え込んでいる者は、当該免許の適性はない。」との見解を示していることに鑑み、相談対象者が保留又は停止の対象にならない場合であっても、この見解を説明した上で、当該申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消制度の活用を勧めることとする。

また、同学会は「植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性はないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められない。」との見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

(3) 不整脈を原因とする失神によりペースメーカーを植え込んでいる場合は、次のとおりとする。

ア 植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合

(7) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わないこととする。

- a 「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨
 - b 「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨
 - c 「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨
 - d 「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨
- (イ) 医師が「6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。
- (ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。
- a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。
 - b 医師が「結果的にいまだ(ア)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合にはさらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止の期間として設定する。
 - c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。
- (エ) (ア)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。
- (オ) (ア)のdの事項に該当する場合については、一定期間(X年)後に臨時適性検査等を行うこととする。
- イ 植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合
- (ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない(以下この項において「免許取得可能」という。)

とまではいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。

- (イ) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

a 「6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨

b 「6か月以内に、今後、X年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨

- (ウ) (イ)のa及びbの事項の場合には、保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否又は取消しとする。

b 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(a) 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨

(b) 「結果的にいまだ、今後X年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨

c (a)及び(b)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等は行わない。

- (エ) (ウ)のaからcまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等は行わない。

- (オ) (エ)の事項に該当する場合において、医師が「今後X年程度であれば、免許取得可能である。」旨の診断を行ったときは、一定期間（X年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

- (4) 不整脈を原因とする失神で(2)及び(3)の事項のいずれにも該当しない場合は、次のとおりとする。

ア 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等は行わない。

(ア) 「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 「今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運

転を控えるべきとはいえない。」旨

イ 医師が「6か月以内に、アの事項に該当すると診断することが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

(ア) 適性検査結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等は行わない。

(イ) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

オ アの(イ)の事項に該当する場合については、一定期間（X年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(5) 過去にその他特定の原因（起立性低血圧等）で意識を失ったことがある場合は、次のとおりとする。

ア 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等は行わない。

(ア) 「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 「今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

イ 医師が「6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

	(ア) 適性検査結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。 (イ) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 (ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 オ アの(イ)の事項に該当する場合については、一定期間（X年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
4 無自覚性の低血糖症	(1) 薬剤性低血糖症である場合は、次のとおりとする。 ア 過去1年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合 (ア) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わない。 a 「意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できしており、運転を控えるべきとはいえない。」旨 b 「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。」旨 (イ) 医師が「6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 (ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。 a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。 b 医師が「結果的にいまだ(ア)の事項に該当すると診断する

ことはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(7)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (7)、(イ)及び(ウ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合

(7) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わない。

a 「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている。」旨

b 「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている。」旨

c 「(意識の消失を起こした時は、運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 医師が「6か月以内に(7)のcの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(7)のcの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(7)のcの事項に該当すると診断

することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に(7)のcの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (7)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(オ) (7)のcの事項の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認めるものとする。

(2) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）の者である場合は、次のとおりとする。

ア 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わない。

(7) 「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 「今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

イ 医師が「6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

(7) 適性検査結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

(イ) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) (7)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

	エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 オ アの(イ)の事項に該当する場合については、一定期間（X年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
5 重度の眠気 の症状を呈する睡眠障害	(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6か月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。 (2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6か月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある。」との診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 (3) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。 ア 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない。」旨の内容である場合は、拒否等は行わない。 イ 医師が「結果的にいまだ重度の眠気が生じるおそれがない旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 ウ 医師が「6か月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。 (4) (1)から(3)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等は行わない。
6 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）	(1) 慢性化した症状が認められる見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は、認知症の判断基準に従うこととする。 (2) 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合は、拒否又は取消しとする。 ア 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。） イ 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

- ウ 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）
- (3) (2)の事項を除き、過去に脳梗塞等の発作で(2)の事項に掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、次のとおりとする。
- ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下この項において「免許取得可能」という。）とまではいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。
- イ 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。
- (7) 「6か月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨
- (4) 「6か月以内に、今後X年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨
- ウ イの事項の保留又は停止の期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。
- (7) 適性検査結果又は診断結果が(2)及び(3)のアの事項の内容である場合は、拒否又は取消しとする。
- (4) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。
- a 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨
- b 「結果的にいまだ、今後X年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨
- (7) (7)及び(4)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等を行わないものとする。
- エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等を行わないものとする。
- オ エの事項に該当する場合において、医師が「今後X年程度であれば、免許取得可能である。」旨の診断を行ったときは、一定期間（X年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
- (4) 医師が「免許取得可能」と診断した場合で、運動障害（麻痺）、

	視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害に関して慢性化した症状が認められる場合は、法第91条の規定により条件を付し、及び変更することにより、免許の取得等が可能と判断される場合を除き、施行令第38条第2項の基準に従うものとする。 (5) (1)から(4)までの事項については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等について準用するものとする。
7 認知症	(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症の場合は、拒否又は取消しとする。 (2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）の場合は、次のとおりとする。 ア 医師が「認知症について回復の見込みがない。」又は「認知症について6か月以内に回復する見込みがない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。 イ 医師が「認知症について6か月以内に回復する見込みがある。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。 (ア) 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した。」旨の内容である場合は、拒否等を行わない。 (イ) 医師が「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内にその診断を行う見込みがある。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月以内の保留又は停止とする。 (ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。 (3) 認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがあり、医師が「軽度の認知機能の低下が認められる。」「境界状態にある。」又は「認知症の疑いがある。」等の診断を行った場合は、その後認知症となる可能性があることから、医師の診断結果を踏まえて、1年を超えない期間を設定した上で同期間経過後に臨時適性検査等を行うこととする。
8 アルコールの中毒者	(1) 国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し（以下「アルコール依存症」という。）、かつ次の①から③のいずれか又は全てを満たさないものとして、医師がその旨の診断を行った場合に

	は拒否又は取消しとする。 ① 断酒を継続している。 ② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害(アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等)のない状態を続けている。 ③ 再飲酒するおそれが低い。 なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要する。 また、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にあった期間については、断酒を継続している期間として算入しない。 (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、6か月以内に、(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる。」旨の診断を行った場合には、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。 (3) 保留又は停止期間に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。 ア 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について(1)の①から③の全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。 イ 医師が「結果的にいまだアルコール依存症について(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる。」旨の内容である場合には、さらに6か月の保留又は停止とする。 ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。 (4) 医師が「アルコール依存症であるが(1)の①から③の全てを満たす。」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。 なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。
9 1から8までの事項のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のい	病気の症状が、1から8までのいずれかの事項に掲げる病気の症状に類似する場合は、当該病気の判断基準に準拠して行うものとする。

ずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気	
--------------------------------	--

第2 仮免許の拒否又は取消し及び国際運転免許証等を所持する者に対する自動車等の運転禁止に関する可否の判断は、第1の表に準じて行うこととする。

第3 第1の表に記載のない病気については、その都度本部主管課に照会すること。

別表第4（第7の1の(2)の事項関係）

臨時適性検査の通知区分

臨時適性検査の対象となる者	臨時適性検査通知書の様式
1 法第102条第1項から第3項までに該当する者	施行細則別記様式第28号
2 運転免許試験（仮運転免許試験を除く。以下、この項において同じ。）に合格した者及び免許（仮免許を除く。以下、この項において同じ。）を受けた者で、一定の病気等（認知症を除く。）にかかっている疑いのある者	施行細則別記様式第28号の2
3 免許を受けた者で、法第102条第5項に該当する者	
4 運転免許試験に合格した者で、2の事項により適性検査を受ける旨の通知を受けたが適性検査を受けなかった者	
5 運転免許試験に合格した者及び免許を受けた者で、認知症の疑いのある者	施行細則別記様式第28号の2の2
6 仮運転免許試験に合格した者で、一定の病気等にかかっている疑いのある者	施行細則別記様式第28号の3
7 仮免許を受けた者で、一定の病気等にかかっている疑いのある者	施行細則別記様式第28号の4
8 仮免許を受けた者で、法第102条第5項に該当する者	

別記第1号様式（第4の1、第18の1の事項関係）

安全運転相談員指定簿

課

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。

65	60	040	安全運転相談員指定簿	5 年
----	----	-----	------------	-----

別記第2号様式（第5の3の(1)、(2)、(3)及び(4)、第5の4の(2)、(3)及び(4)、第10の1の(2)、第14の1の(2)、第17の(1)の事項関係）

決裁欄

安全運転相談等受理票

令和 年 月 日

相談番号		旧番号		現在の状態	
------	--	-----	--	-------	--

診断書受領状況		受領年月日		作成年月日		次回	
---------	--	-------	--	-------	--	----	--

受理者	所属		相談員	所属	
	職名			職名	
	氏名			氏名	

受理日			受理方法								
引継ぎ	から		へ	年	月	日	發送	年	月	日	受領
相談対象者	郵便番号	—									
	住所										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日				年齢		性別				
	連絡先	電話 1				電話 2					
	運転免許		有効期限								
免許証番号					免許情報記録番号						
病名等											
受理内容											
備考											

相談履歴						
参考情報						
	警察本部、方面本部	65	60	010	安全運転相談等受理簿	長期
	警察署等	65	60	010	安全運転相談等受理簿	3 年

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第3号様式（第5の5の(4)、第6の1の(5)、第7の4の(4)、第10の1の(3)の事項関係）

年 月 日									
殿									
所属 階級（職名） ㊟									
拒 否 等 処 分 対 象 者 発 見 報 告 書 下記の内容のとおり対象者を発見したので報告する。									
発見年月日									
相談の端緒		☐ 安全運転相談 ☐ 個別聴取 ☐ 臨適検討対象者発見報告（ ☐ 交通事故 ☐ 保護 ☐ ） ☐ その他（ ）							
対 象 者		住 所							
		フリカゝナ 氏 名 生年月日		年 月 日（ 歳） 男 女					
		電話番号							
		免許種別				有効期限		年 月 日	
病 名 等		病 名： 診 断 日： 年 月 日 作成医師名：							
内 容		☐ 取消 ☐ 停止 ☐ 提出命令違反（ ☐ 停止 ☐ 取消） ☐ 暫定停止 ☐							
根 拠 法 令									
発見の経過									
参 考 事 項		※銃砲刀剣類所持許可 照会結果 該当 有・無 保安課への通報 有・無							
		65		60		010		安全運転相談等受理簿 長期	

注1 □には該当事項にレ印を付すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第5の5の(6)、第7の4の(6)の事項関係）

第 号
年 月 日

殿

課長

臨時適性検査等関係書類送付書

臨時適性検査等の対象者が貴警察本部管轄内に住所を有していることが判明しましたので、関係書類を移送します。

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	
免許情報記録番号	
備 考	1 転出を確認した日 年 月 日 2 確認方法（チェック又は記載） ☐ 本人からの申告による。 ☐ 貴警察本部の 係官からの連絡による。 ☐ その他 （ ） 3 関係書類 別添「安全運転相談等受理票（写）」等のとおり 4 本件担当 警電

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第5の6の(1)及び(2)の事項関係）

安 全 運 転 相 談 終 了 書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
相 談 終 了 日	年 月 日
相 談 終 了 番 号	
相 談 受 付 窓 口	

運転免許の取得又は継続に関する相談が終了していることを証明します。

なお、今後、⁶ヵ月₁年以内に、北海道公安委員会又は方面公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証等の更新の申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

課長 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 6 号様式（第 6 の 1 の(1)、(3)のイ、(4)及び(5)、第 6 の 2 の(1)の事項関係）

届 出 受 理 書

年 月 日

殿

所属
官職
氏名

㊞

道路交通法第101条の 6 第 1 項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時		年 月 日 () 午前・後 時 分
受 理 者		所属 課・署 官職 氏名
受 理 方 法		☐ 郵送 ☐ 電話 ☐ E-mail ☐ その他()
届 出 医 師	住 所	
	氏 名	
	医療機関名	電話 ()
	確 認 方 法	☐ 面接 ☐ 電話 ☐ その他()
患 者	住 所	
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
受 理 内 容 〔 ・病名 ・症状 〕		
措 置 状 況		

65

60

100

届出書受理簿

5 年

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 7 号様式（第 6 の 2 の(1)の事項関係）

確 認 要 求 受 理 書

年 月 日

殿

所属
官職
氏名
⑩

道路交通法第101条の 6 第 2 項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時		年 月 日 () 午前・後 時 分				
受 理 者		所属 課・署 官職 氏名				
受 理 方 法		☐ 郵送 ☐ 電話 ☐ E-mail ☐ その他()				
要 求 医 師	住 所					
	氏 名					
	医療機関名	電話 ()				
	確 認 方 法	☐ 面接 ☐ 電話 ☐ その他()				
患 者	住 所					
	氏 名	男 ・ 女				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)				
受 理 内 容						
運 転 免 許 保 有 状 況		対象者に係る運転免許は、 年 月 日現在、 ☐ 保有している。(種別 有効) ☐ 保有していない。 ただし、仮運転免許を受けた者であるかは不明である。				
		65	60	130	確認要求書受理回答簿	5 年

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第8号様式（第7の1の(3)のア、イ及びウ、第8の4、第9の1、第16の事項関係）

臨時適性検査等実施管理簿

年

管 理 番 号						
病 名						
氏 名						
生 年 月 日 年 齢 ・ 性 別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女
免 許 証 番 号						
免許情報記録番号						
住 所						
認 知 機 能	総 合 点	判 定	総 合 点	判 定	総 合 点	判 定
検 査 結 果						
臨時適性検査 の 指 定 日 時 実 施 の 有 無	年 月 日 午 時 分 実 施 ・ 未実施	年 月 日 午 時 分 実 施 ・ 未実施	年 月 日 午 時 分 実 施 ・ 未実施	年 月 日 午 時 分 実 施 ・ 未実施	年 月 日 午 時 分 実 施 ・ 未実施	年 月 日 午 時 分 実 施 ・ 未実施
臨時適性検査	発 出 日	受 理 日	発 出 日	受 理 日	発 出 日	受 理 日
通知書の收受						
診断書の受理 診 断 結 果	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
行政処分上申	上 申 日	処分結果	上 申 日	処分結果	上 申 日	処分結果
行政処分結果						
備 考						

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

課長 印

臨時適性検査実施依頼書

次の者について、道路交通法 第102条 の規定に基づく臨時適性検査の実施を依頼します。
第107条の4

記

1 検査対象者

住所

氏名

年 月 日生（ 歳） 男・女

2 検査年月日

年 月 日

3 検査事項

- (1) 病名
- (2) 所見
- (3) 現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見
- (4) 現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見
- (5) 参考事項

連絡先	
電話番号	
担当者	

注1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第7の4の(2)及び(4)の事項関係）

年 月 日 殿 所属 階級（職名） ⑩ 臨時適性検査等実施状況報告書 臨時適性検査等を実施した状況は下記のとおりであるから報告する。						
実施区分	☐ 臨時適性検査 ☐ 適性検査の受検命令に基づく適性検査 ☐ 診断書提出命令に基づく診断書の提出					
実施（診断書提出） 年月日時	年 月 日 時 分から 時 分まで					
実施（診断書提出） 場所						
適性検査（診断書 作成）医						
検査対象（診断書 提出）者	住 所 連 絡 先	自宅・携帯				
	フリカゝナ 氏 名 生年月日	男 女 年 月 日（ 歳）				
	勤 務 先	（電話 ）				
	免許種別		有効期限	年 月 日		
	免許条件					
検査（診断）結果						
付 与 す る 条 件						
検査（診断）結果 を踏まえた判断						
実 施 の 経 過 等						
参 考 事 項						
		65	60	010	安全運転相談等受理簿	長期

注1 ☐には該当事項にレ印を付すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

適性検査受検等命令実施管理簿

年

番 号						
病 名						
氏 名						
生 年 月 日 年 齢 ・ 性 別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女	年 月 日 (歳) 男 ・ 女
免 許 証 番 号						
免許情報記録番号						
住 所						
処 分 日	処 分 日	処分内容	処 分 日	処分内容	処 分 日	処分内容
処 分 内 容						
適性検査の 受検命令の日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
診 断 書 の 提出命令の日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
診断書の受理 診 断 結 果	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
行政処分上申	上 申 日	処分結果	上 申 日	処分結果	上 申 日	処分結果
行政処分結果						
備 考						
		65	60	070	適性検査受検等命令実施管理簿	
						5 年

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

課長 印

適 性 検 査 実 施 依 頼 書

次の者について、道路交通法 第90条第8項 の命令に基づく適性検査の実施を依頼します。
第103条第6項

記

1 検査対象者

住所

氏名

年 月 日生 （ 歳） 男・女

2 検査年月日

年 月 日

3 検査事項

(1) 病名

(2) 所見

(3) 現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見

(4) 現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見

(5) 臨時適性検査時における見通しと今回の意見が異なる場合については、期間中に生じた
特殊事情等について

(6) 参考事項

4 その他

年 月 日に実施した臨時適性検査における検査対象者の診断書の写しを添
付します。

連 絡 先	
電 話 番 号	
担 当 者	

注1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第10の1の(2)、第14の1の(2)の事項関係）

本部主管課決裁欄

作成所属決裁欄

臨 適 検 討 対 象 者 発 見 報 告 書						
				第	号	
				年	月	日
課長 殿						
				長		
一定の病気等が疑われる運転免許保有者を発見したので報告する。						
住 所						
氏 名						
免 許 証 番 号	第					号
免許情報記録番号	第					号
端 緒	☐ 交通事故 ☐ 保護 ☐ もめごと ☐					
疑われる理由 ※ 簡潔に理由を記載する。 (別紙不可)						
備 考	※ 取扱報告書・事故報告書・保護カードなどの写しを添付すること。					
	※ 本部主管課記載欄 照会の結果 該当 有・無 保安課への通報 有・無 担当者					

警察本部、方面本部	65	60	010	安全運転相談等受理簿	長期
警 察 署 等	65	60	010	安全運転相談等受理簿	3 年

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式（第10の4、第14の1の(4)の事項関係）

臨 適 等 検 討 対 象 者 通 報 書	
第 年 月 日 号	
殿	
課長	
道路交法第102条第4項に規定する臨時適性検査等の対象となり得る者を発見したので通報する。	
住 所	
氏 名	
免 許 証 番 号	第 号
免許情報記録番号	第 号
端 緒	
理 由	
備 考	連絡担当者 警電

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第15号様式（第13の2の(1)、(2)及び(3)、第18の1の事項関係）

適性検査医名簿

方面

[illegible]

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

課長

運転免許取消処分等通報書

「」を理由とする 取消
拒否 対象者を発見したので関係書類を添えて通報する。

「」を理由として、年 月 日付けで 取消
拒否 処分を行ったので、関係書類を添えて通報する。

記

住 所	
連 絡 先	
氏 名	
生 年 月 日	
免許の種類	
病 名	
根 拠 規 定	
関 係 書 類	☐ 拒否等処分対象者発見報告書（写） ☐ 運転免許拒否処分通知書（写）（施行規則別記様式第13の3） ☐ 運転免許取消処分通知書（写）（施行規則別記様式第13の4） ☐ 運転免許取消処分書（写）（施行規則別記様式第19の3の3） ☐ 診断書（写）
備 考	連絡担当者

	65	60	140	運転免許取消処分等通報書送付簿	5年
--	----	----	-----	-----------------	----

2 不要な文字は、横線で消すこと。

3 規格は、A列4番縦長とする。

安全運転相談等受理簿索引（ 年）

（警察署用）

番 号	受 理 月 日	氏 名	相 談 番 号	診断書受領	受 理 者	送 付 月 日	送 付 者
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			
				有 ・ 無			

注 規格は、A列4番縦長とする。

幹部確認印

(運転免許試験場・優良運転者免許更新センター用)

質 問 票 表 紙

(年 月 日分)

1 質問票作成数

☐ 更新申請のみ 件☐ 運転免許申請関係 件

<内訳>

併記申請 件

特別新規申請 件

外国免許からの切替 件

学科試験 件

技能試験 件

その他の免許申請 件

☐ 仮免許申請のみ 件計 件

2 「はい」チェック数

更 新 件

更新以外 件

計 件所 属 名

65

60

020

質問票関係

5年

注 規格は、A列4番縦長とする。

(警察署用)

幹部確認印

質 問 票 表 紙

(年 月 日分)

1 質問票作成数

☐ 更新申請のみ	件
☐ 運転免許申請関係	件
<内訳>	
併記申請	件
特別新規申請	件
その他の免許申請	件
☐ 仮免許申請のみ	件
計	件

2 「はい」チェック数

更 新	件
更新以外	件
計	件

所 属 名

65	60	020	質問票関係	5 年
----	----	-----	-------	-----

注 規格は、A列4番縦長とする。

					幹部確認印				
(運転免許試験場・優良運転者免許更新センター・警察署共通)									
報告書表紙									
(年 月 日分)									
1 報告書作成数									
☐ 更新申請のみ			件						
☐ 運転免許申請関係			件						
<内訳>									
併記申請			件						
特別新規申請			件						
学科試験			件						
技能試験			件						
その他の免許申請			件						
☐ 仮免許申請のみ			件						
			<u>計 件</u>						
2 「はい」チェック数									
更 新			件						
更新以外			件						
			<u>計 件</u>						
			<u>所 属 名 </u>						
					65	60	030	報告書関係	5 年

注 規格は、A列4番縦長とする。